

暮らしのお知らせ

Information

天塩町賀詞交換会

天塩町賀詞交換会事務局

(総務課総務係)

☎01632(2)1001

町内の団体や個人の方を対象とした「天塩町賀詞交換会」を次のとおり開催します。新年の挨拶を交わす会として、また会場での懇親会について行います。

《日時》令和8年1月6日(火) 17時30分より(受付は17時より)

《場所》社会福祉会館 大ホール

《会費》2千円

参加をご希望の方は、12月19日(金)までに天塩町賀詞交換会事務局(役場総務課総務係)へお申し込みください。



暖房用燃料を助成します

福祉課福祉係

☎01632(2)1728

■冬の生活支援事業について

次の条件に当てはまる世帯に対し、灯油や薪などの暖房用燃料の助成を行います。

《対象》令和7年10月1日現在で、次の①～③の全てに該当する世帯
①世帯全員の住民税が非課税である
②天塩町に住民票があり、居住している ※施設入所や医療機関等への入院、または生活保護を受給している場合は対象外

③次の①～③のいずれかに該当する
(1)高齢者世帯…65歳以上の方がいる世帯
(2)障害者世帯…身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保険福祉手帳1級のいずれかを所持している方がいる世帯
(3)ひとり親世帯…配偶者と離別(死別)しており、20歳未満の子どもを扶養している世帯(他の家族と同居している場合は対象外)

《助成内容》100ℓ分の灯油
※燃料が灯油以外の場合は、灯油100ℓ相当分の現金支給
《申請方法》申請書に必要事項を記入のうえ、期限までに福祉課福祉係または雄信内支所へ提出してください。

《申請期限》令和8年2月27日

役場からお知らせします!



社係または雄信内支所へ提出してください。

落氷雪にご注意ください

留萌開発建設部・留萌振興局・天塩警察署・天塩町

毎年冬になりますと、屋根に積もった雪・氷・つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、次のことには特に注意するようお願いいたします。

◆屋根の雪・氷・つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。

◆雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

◆落氷雪を未然に防止するため、

早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や付近で遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

◆軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。

◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに除去してください。

◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。



未納・滞納はありませんか?

徴収強化月間

天塩町収納率向上対策本部では、12月を町税・料金等の「徴収強化月間」と位置づけ、滞納者に対し、自宅訪問・勤務先訪問・差押えを中心とした徴収の強化を図ります。

なお、税外収入については、簡易裁判所の支払督促による申立ての実施を検討します。

また、納付されている方との不公平をなくすため、平成28年4月から「天塩町特定滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例」を施行し、悪質な滞納者については、町が実施するサービスの一部を制限します。

納期内納付は、広く町民の皆様にお願しているところでありますが、まだ納付されていない方は、再度納付書を確認していただき、至急納付されますようお願いいたします。

皆様から納付いただいた税金・料金等は、皆様の暮らしを支える貴重な財源となります。

今後とも納期内納付につきまして、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

天塩町収納率向上対策本部
本部長 天塩町長 吉田 忠